

公募型見積合わせ説明書

この公募型見積合わせ説明書は、長野県が発注する「県庁舎等から排出される不要古紙の売払い（令和 7 年度下半期）」に係る契約に関し、公募型見積合わせに参加しようとする者（代理人を含む。以下「見積参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項について説明したものです。

1 公募型見積合わせに付する事項

(1) 売却物件

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間に県庁舎等から排出される下記の不要古紙

財産の名称及び特質	予定数量（10 月～ 3 月）
古新聞紙	13,870kg
廃段ボール（使用済み段ボール類）	9,710kg
シュレッダー古紙	13,680kg
その他古紙（使用済みコピー用紙、雑誌等）	67,370kg

(2) 仕様書等

別添仕様書のとおり。

なお、仕様書等の閲覧、見積書の提出等は、特に時間の指定がある場合を除き、開庁日※の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とします。

※長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日（他の規則により休館日等が定められている場合は、その休館日）を除く日

(3) 履行期間

令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

(4) 引渡し場所

長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁 古紙類置場

長野市中御所岡田 98-1 長野保健福祉事務所

ほか、必要に応じて長野県と協議する。

2 見積参加者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 公募型見積合わせへの参加を禁止された者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は

同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- (5) 長野県税を滞納している者でないこと。
- (6) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者。
- (7) 4(1)に定める参加資格を証する書類を指定期日までに提出している者。

3 公募型見積合わせに係る一般的事項

- (1) 見積参加者は、見積公告及び本説明書を熟覧し、承諾のうえ、公告した仕様に基づき見積りを行わなければなりません。この場合において、当該調達仕様または見積手続き等について疑義がある場合は、見積公告において調達に係る照会先として示した者に説明を求めることができます。
ただし、見積書提出後、当該調達の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 一度提出した見積書の差替や撤回、記載事項の変更はできません。
- (3) 見積書の採用決定後、契約を辞退することはできないものとします。
- (4) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (5) 見積参加者が見積りに要した費用は、すべて当該見積参加者が負担してください。
- (6) 参加要件の確認書類を求められた場合には、公告に事前提出の定めがある場合を除き、見積書に当該書類を添付して提出するものとします。
- (7) 見積参加者は見積りに際して知り得た秘密を漏らしてはならないものとします。
- (8) 都合により見積合わせの延期または中止を行うことがあります。中止する場合は、天災等の緊急事態を除き、原則として長野県ホームページに掲載し、お知らせします。
- (9) 見積合わせによる採用決定後に談合その他不正行為に関する事実が確認された場合は、契約を解除し、違約金を徴するものとします。
- (10) 見積参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び見積価格は、特に定めのない限り、採用する見積書の決定後に公表するものとします。
- (11) その他、長野県との随意契約に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び長野県財務規則（昭和42年規則第2号）の規定によります。

4 公募型見積合わせの参加方法

(1) 資格を証する書類の提出

参加希望者は、公募型見積り合わせ参加申込書に以下に掲げる書類を添付して提出してください。

ただし、令和7年3月14日に財産活用課が実施した「県庁舎から排出される不要古紙の売払い（令和7年度上半期）（令和7年2月17日公告）」に参加した者にあつては、資格を証する一部の書類の提出を省略できるものとします。（申込書、古紙等搬入場所届出書及び実績申立書（該当ある場合）を提出してください。）

【参加資格を証する書類】

(○は必須、△は任意提出)

提出書類	法人	個人	提出要領（発行後3ヶ月以内のもの。写しも可）
登記事項証明書	○		法務局の発行する証明書 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
身分証明書		○	市町村長の発行する証明書
登記事項証明書		○	法務局の発行する証明書 後見登記等に係る成年被後見人等でない旨の証明書
印鑑登録証明書	○	○	法人 法務局が発行する印鑑登録証明書 個人 市町村長が発行する印鑑登録証明書
納税証明書	○	○	長野県税に未納がないことの証明書（県税事務所発行） 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 （税務署発行）
納税証明書		○	住民税に未納がないことの証明書（市町村発行）
誓約書	○	○	別紙様式
古紙等搬入場所届出書	○	○	別紙様式
実績申立書	△	△	別紙様式（過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上履行した実績がある場合）

※ 添付書類は、長野県に競争入札参加資格（物件の買入れ等）登録がされている者は、古紙等搬入場所届出書および実績申立書（該当ある場合）のみを提出すること。

(2) 提出方法

上記の書類を直接又は郵送により提出してください。電話、電報、ファックス及びインターネットによる受付は行いません。

なお、郵送により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ封皮に「長野県庁他古紙売買に係る応募資格関係書類」と明記してください。

(3) 提出先

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部財産活用課 総務係

(4) 提出期間

令和7年8月18日（月）から令和7年8月28日（木）（15時必着）

※ 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日（他の規則により休館日等が定められている場合は、その休館日）を除く日

5 見積書の提出

(1) 提出方法

下記の申込先に見積書（別添 1）を直接又は郵送により提出してください。電話、電報、ファックス及びインターネットによる受付は行いません。

なお、提出するときは、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に「長野県庁他古紙売買に係る見積書」と明記してください。

(2) 申込先及びお問い合わせ先

長野県総務部財産活用課 総務係 担当：高野

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下692-2

電話：026-235-7043

(3) 提出期間

令和7年9月4日（木）から令和7年9月12日（金）（15時必着）

※長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日（他の規則により休館日等が定められている場合は、その休館日）を除く日の毎日9時から12時及び13時から17時の間受け付けます。

(4) 見積書には、応募者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入の上、印鑑登録証明書に登録された印鑑を押印してください。

(5) 代理人が応募する場合は、委任者が印鑑証明書に登録された印鑑を押印した委任状を提出してください。

見積書には応募者住所氏名を記入（押印は不要）するとともに、代理人氏名を記入し押印してください。

(6) 金額の記入は黒インクで算用数字を用い、最初の数字の前に「金」若しくは「¥」の文字を記入してください。

(7) 見積りは1キログラム当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の総額をもって落札価格としますので、応募者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額の総額を見積書に記載してください。

なお、金額に1円未満の端数が生じた場合、端数は切捨てます。

6 見積合わせ

提出された見積書により、次のとおり見積合わせを行います。

なお、見積合わせにあたっては、見積参加者又はその代理人の立ち会いを求めません。

(1) 日時及び場所

令和7年9月16日（火）9時

長野県庁財産活用課

(2) 見積合わせをした場合において、予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、最高の価格で見積った者（複数単価契約にあつては、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最高価格の者。以下同様とする。）から2回目の見積書を徴するものとします。

(3) 2回目の見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した見積りがないときは、2回目の最

高の価格で見積った者から、3回目の見積書を徴するものとします。

- (4) 3回目の見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した見積りがないときは、また同様とします。
- (5) 4回目の見積書の徴取を行い、予定価格の制限に達した見積りがないときは「不落」とします。
- (6) 当初の見積合わせにおいて、見積書の提出が全くなかった場合は「不調」とします。
- (7) 当初の見積合わせにおいて、見積書の提出者が1者のみであった場合、財務規則第136条の2第1項第4号「2人以上から見積書を徴することが適当でない場合」とし、有効とします。

7 無効の見積書

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

- (1) 参加資格のない者が見積ったもの
- (2) 参加要件の確認書類に不備がある者が見積ったもの
- (3) 同一人（代理人を含む）が見積った2通以上の見積書全部
- (4) 見積参加者が協定して見積ったもの
- (5) 調達件名及び調達品名の記載がないもの
- (6) 見積金額のないもの
- (7) 見積金額を訂正し、訂正印のないもの
- (8) 記載した見積額と内訳金額が整合していないもの（軽微な記載誤り等を除く。）
- (9) 記名、押印のないもの（記載が不正確で見積者が特定できないものを含む。）
- (10) 誤字、脱字等により見積った内容の意思表示が明確でないもの
- (11) 見積公告において示した見積書の提出期限までに到達しなかったもの
- (12) あて名（予算執行者名）あるいは提出場所を誤ったもの
- (13) その他見積に関する条件に違反したもの、あるいは公告に示す条件により無効とされるもの

8 採用する見積書

- (1) 有効とした見積書のうち採用する見積書は、次のとおりとします。

（複数単価契約）

複数の物品等について見積ったすべての単価が予定価格以上であり、かつ、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最高の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

- (2) 採用となるべき同価の見積りをした者が二人以上あるときは、当該見積者にくじを引かせ、採用を決めるものとします。

また、くじを引かない者がいるときは、当該見積書の徴取事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせるものとします。

- (3) 採用決定の手続きにおいて、不正な事項や重大な瑕疵が判明した場合には、見積合わせの取消を行うことがあります。
- (4) 見積合わせ後、採用することとなった見積書の提出者にはその旨の通知を行います。採用決定後の辞退及び採用された見積内容の変更または撤回は、原則としてできません。
- (5) 見積採用の結果は、長野県ホームページに掲載して公表します。

- (6) 予算執行者は、採用した日の翌日から起算して7日以内に相手方が契約の取りかわしをしないときは、決定を取り消すことができるものとします。

9 契約保証金

契約保証金とは、落札者が契約の履行にあたり、あらかじめ長野県に納付する保証金をいい、契約上の義務を履行しないときに、納付した保証金は長野県に帰属します。

- (1) 契約の相手方は、契約の締結と同時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければなりません。ただし、次の各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。

ア 契約の相手方が保険会社との間に長野県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保証保険契約書を提出したとき。

イ 契約の相手方が過去2年間に国又は地方公共団体と、物品購入等に係る契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。

ウ 契約金額が100万円未満であり、契約の相手方が契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。

- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、別表に掲げるとおりとします。
(3) (1)の契約保証金の額又は担保の価額は、次の金額の100分の10に相当する金額以上とします。

(複数単価契約) 各決定価格(単価)に予定数量を乗じて得た金額の合計額

- (4) 契約保証金等の納付方法は次のとおりとします。

ア 現金により納付する場合は、予算執行者の発行する納付書により長野県の指定金融機関、指定代理金融機関、又は収納代理金融機関で納付し、領収書を提示してください。

イ 契約保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書等を提出してください。

なお、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付してください。

また、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付してください。

- (5) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、長野県に帰属するものとします。
(6) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、この契約による債務の履行が完了したとき、又は、返還する事由が生じたときは、これを還付するものとします。
(7) 契約保証金には、利子を付さないものとします。
(8) 契約保証金の納付を免除された者が契約上の義務を履行しないときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付するものとします。

10 契約の締結

- (1) 契約の締結は、売買単価契約書(別添2)により、行うものとします。
(2) 契約の相手方は、採用を決定した日の翌日から起算して7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで)に契約を締結しなければなりません。

11 公募型見積合わせの参加制限

- (1) 「物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）」（以下、「停止要領」という。）において長野県の入札参加停止措置を受けた者は、当該停止期間は公募型見積合わせの参加も制限されます。
- (2) 公募型見積合わせにおける契約において、取扱基準に定める事項に違反、または契約不履行や不正又は不誠実な行為など停止要領の定める措置要件に該当し、予算執行者が不適当と認めた場合には一定期間、公募型見積合わせで契約の相手方として採用しないことがあります。

なお、当該事由が「物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）」の定めに該当し、当事者が物品購入等入札参加資格者である場合は、併せて入札参加停止措置の対象となります。

（別表）

【契約保証金に代わる担保】

区分	種 類	価 額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	特別の法律による法人の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 8 割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該納入期限日の翌日以後の日であるときは、当該納入期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に应ずる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

（添付書類省略）